

技 第 7 5 0 号
令和7年 3月14日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土木部 技術管理課長
土木部 港湾空港課長
農林水産部 水産課長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

問い合わせ先

土木部技術管理課

土木設計基準係

電話：0852-22-5941／5390

農林設計基準係

電話：0852-22-5942／5653

土木部港湾空港課

港湾建設係

電話：0852-22-6488／5202

農林水産部水産課

整備係

電話：0852-22-5319



技 第 7 5 0 号
令和 7 年 3 月 1 4 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部 技術管理課 長
土木部 港湾空港課 長
農林水産部 水産課 長

島根県週休2日工事の試行要領の一部改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和6年9月13日付け技第350号「島根県週休2日工事の試行要領の一部改定について」により行っているところですが、下記のとおり改定することとします。関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休2日工事試行要領	特記仕様書	実施フロー	Q&A	休日取得表 休日取得状況表	実施希望報告様式 (様式1)	履行証明書 (様式2)
土木部編	○	○	—	○	○	—	—
農林水産部編	○	○		—	○	—	—
港湾・漁港漁場工事編	○	○		○	—	—	—

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

別添「新旧対照表」のとおり

※ 令和7年4月1日適用の島根県工事成績評定要領の改定を踏まえた一部改定

3. 適用年月日

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事、道路及び河川維持管理業務等

問い合わせ先

土木部技術管理課

土木設計基準係

電話：0852-22-5941/5390

農林設計基準係

電話：0852-22-5942/5653

土木部港湾空港課

港湾建設係

電話：0852-22-6488/5202

農林水産部水産課

整備係

電話：0852-22-5319

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新	旧
<p>第1条～第4条 <略></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>（削除）</u>「工期に関する特記仕様書」に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第6条 <u>工事成績評定については、島根県工事成績評定要領による。</u></p> <p>第7条～第9条 <略></p> <p>附則</p> <p>(施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年2月22日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。 <u>ただし、令和7年4月1日施行分については、施行日以降に入札公告または指名通知する工事等から適用する。</u></p>	<p>第1条～第4条 <略></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。</p> <p>2 受注者は、「<u>発注者指定型</u>」においては、「工期に関する特記仕様書」に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第6条 発注者は、<u>対象期間において週休2日相当（4週8休以上）を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においては、減点は行わないものと</u></p> <p>第7条～第9条 <略></p> <p>附則</p> <p>(施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年2月22日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。 <u>(追記)</u></p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 （1）受注者は、（削除）契約後、＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 （2）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 （3）受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>3 実施報告 ＜略＞</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 ＜略＞</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 ＜略＞</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 （1）受注者は、発注者指定型においては、契約後、＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 （2）受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 （3）受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>3 実施報告 ＜略＞</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 ＜略＞</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 ＜略＞</p>

新旧対照表 現場閉所による週休2日工事の試行についてのQ&A（土木部編）

Q		新		旧	
		受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型
② 実施方法	21 維持管理業務（一括発注方式）においても、休日取得計画表等による所得計画の提出が必要か。	維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているものについては、休日取得計画の提出は必要ありません。	—	(新設)	(新設)

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（農林水産部編）

新	旧
<p>第1条～第4条 <略></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明</p> <p>2 受注者は、<u>（削除）</u>＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第6条 <u>工事成績評定については、島根県工事成績評定領による。</u></p> <p>第7条～第9条 <略></p> <p>附則</p> <p>(施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年2月22日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p><u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和7年4月1日から施行する</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。 <u>ただし、令和7年4月1日施行分については、施行日に入札公告または指名通知する工事等から適用する。</u></p>	<p>第1条 <略></p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明</p> <p>2 受注者は、<u>「発注者指定型」においては、</u>＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>5 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。</p> <p>(工事成績評定)</p> <p>第6条 発注者は、<u>対象期間において週休2日相当（48休以上）を確保できた場合は、総括監督員、監督員及主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その</u> <u>にて評価するものとする。</u> なお、週休2日を確保できなかった場合においては、減 は行わないものとする。</p> <p>第7条～第9条 <略></p> <p>附則</p> <p>(施行期日) この要領は、令和5年8月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年2月22日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(施行期日) この要領は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(適用) この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。 <u>(追記)</u></p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（農林水産部編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 <略></p> <p>2 実施方法 (1) 受注者は、（削除）契約後、<工期に関する特記仕様書>に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 (2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。 (3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>3 実施報告 <略></p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 <略></p> <p>5 履行証明書 <略></p> <p>6 提出書類の虚偽 <略></p> <p>《参考》 <略></p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。</p> <p>1 定義 <略></p> <p>2 実施方法 (1) 受注者は、発注者指定型においては、契約後、<工期に関する特記仕様書>に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。 (2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別紙様式1）にて報告するものとする。 (3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。</p> <p>3 実施報告 <略></p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 <略></p> <p>5 履行証明書 <略></p> <p>6 提出書類の虚偽 <略></p> <p>《参考》 <略></p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>第1条～第4条 <略></p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記 2 受注者は、<u>（削除）</u>“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3～5 <略></p> <p>第6条 <u>工事成績評定については、島根県工事成績評定要領による。</u></p> <p>第7条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年6月1日から<u>施行</u>する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。 <u>ただし、令和7年4月1日施行分については、施行日に入札公告または指名通知する工事等から適用する。</u></p>	<p>第1条～第4条 <略></p> <p>第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記 2 受注者は、<u>「発注者指定型」においては</u>“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>3～5 <略></p> <p>第6条 <u>発注者は、対象期間において4週8休以上を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において、工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、4週8休以上を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。</u></p> <p>第7条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する （施行期日） この要領は、令和6年6月1日から<u>施工</u>する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 <u>（追記）</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。 <u>（追記）</u></p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 （1）受注者は、<u>（削除）</u>契約後、“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>（2）～（3）＜略＞</p> <p>3 実施報告 ＜略＞</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 ＜略＞</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 （1）受注者は、<u>「発注者指定型型」においては、</u>契約後、“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p> <p>（2）～（3）＜略＞</p> <p>3 実施報告 ＜略＞</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 ＜略＞</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>